

お客さま各位

日本航空株式会社

2024年1月からの日本航空における危険物取扱について

平素より JALCARGO をご利用いただき、ありがとうございます。

2024年1月1日発効の IATA 危険物規則書第 65 版(DGR)において一部規則が変更されます。この案内では、IATA DGR 第 65 版において特に注意が必要と考えられる規則の変更点について、下記のとおりお知らせいたします。今後とも安全な航空危険物輸送に向けてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. ドライアイスが入った貨物がオーバーパックされる場合のマーキングの規定の変更

【DGR64 版 (変更前)】

ドライアイスが入っている貨物がオーバーパックされていて、そのオーバーパックに透明なシュリンクラップが使われていたり、オーバーパック内の個別の包装物がワイヤー等で固定されていることにより、個々の包装物のドライアイスの正味量のマーキングが見える場合は、オーバーパックに含まれるドライアイスの合計正味量の表示は不要。(7.1.7.1)

DGR64版におけるドライアイスを含むオーバーパックのマーキングの規定



【DGR65 版 (変更後)】

ドライアイスが入っている貨物がオーバーパックされていて、そのオーバーパックに透明なシュリンクラップが使われていたり、オーバーパック内の個別の包装物がワイヤー等で固定されていることにより、個々の包装物のドライアイスの正味量のマーキングが見えていたとしても、オーバーパックに含まれるドライアイスの合計正味量をオーバーパックの表面に表示しなければならない。(新しい段落として、7.1.7.1.1 が追加された。)

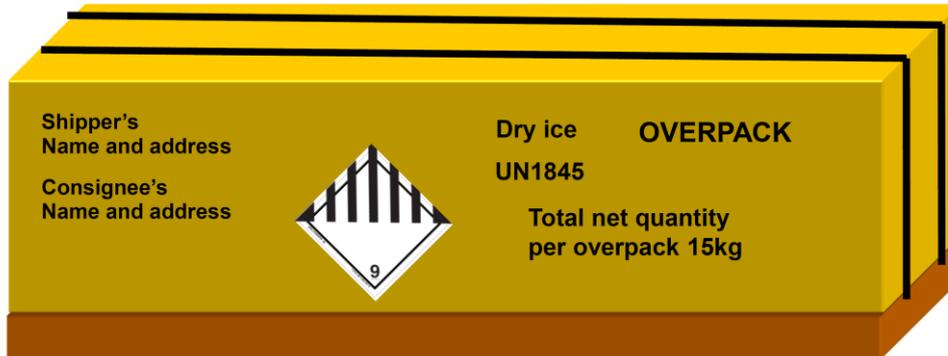
DGR65版におけるドライアイスを含むオーバーパックのマーキングの規定



[備考]

オーバーパックに含まれる個々の包装物のマーク・ラベルが見えない場合に適用されるマーキング、ラベリングの規定に変更はない。(国連規格容器マークを除くマーク、ラベルをオーバーパック上に再表示しなければならない。)

オーバーパックに含まれる個々の包装物のマーク・ラベルが見えない場合、適用されるマーキング・ラベリングの規定に変更はない。



2.リチウム電池の輸送に係る規則について

リチウムイオン電池、及びリチウム金属電池の単体輸送、機器同梱、及び機器組み込みに係る包装基準と輸送規則につきましては、2024年には変更はございません。参考までとなりますが、2023年のリチウム電池の取り扱い一覧表を添付致します。

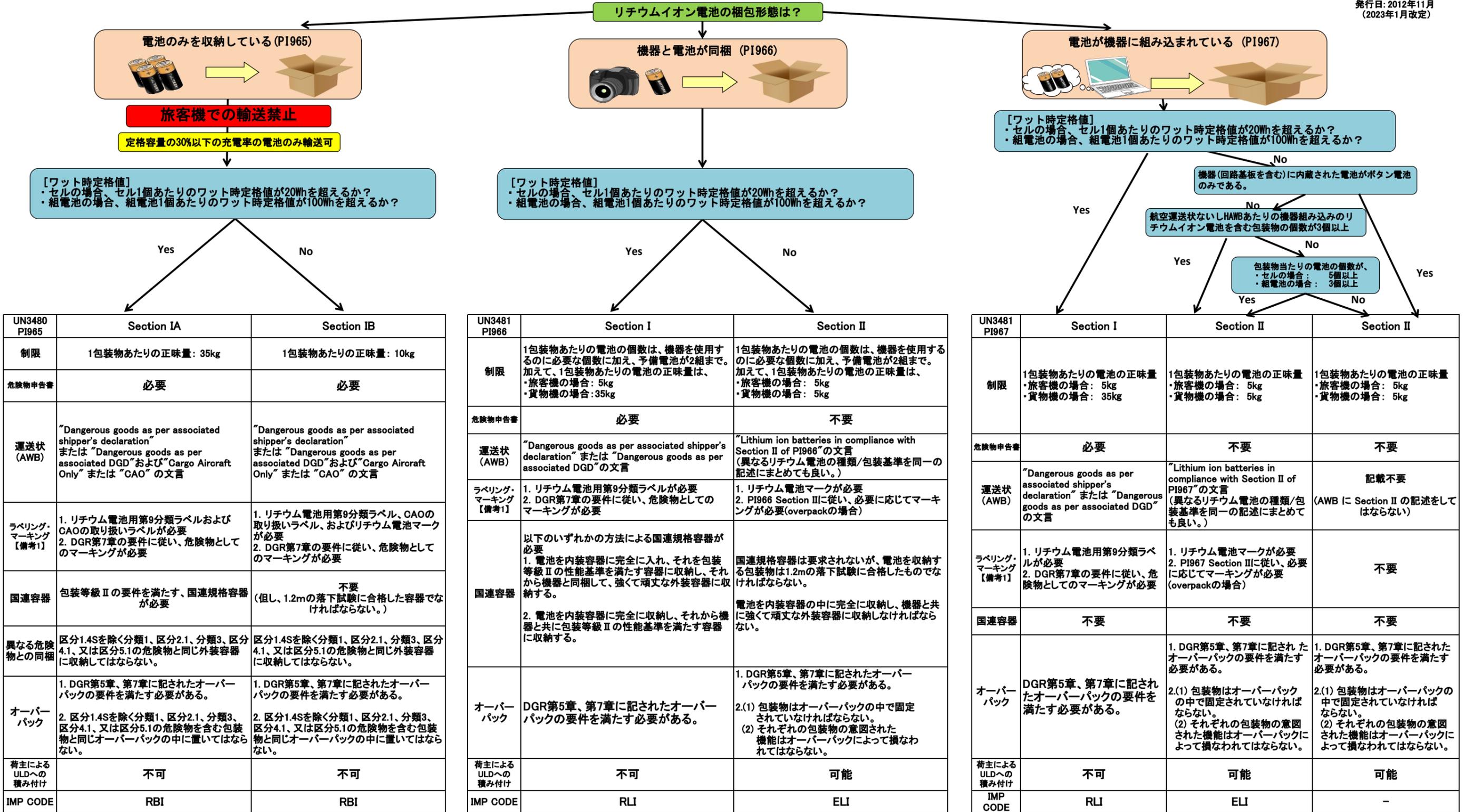
[別添]

添付-1：リチウムイオンまたはリチウムポリマーのセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3480,UN3481)

添付-2：リチウム金属またはリチウム合金のセルおよび組電池の取り扱い一覧表(UN3090,UN3091)

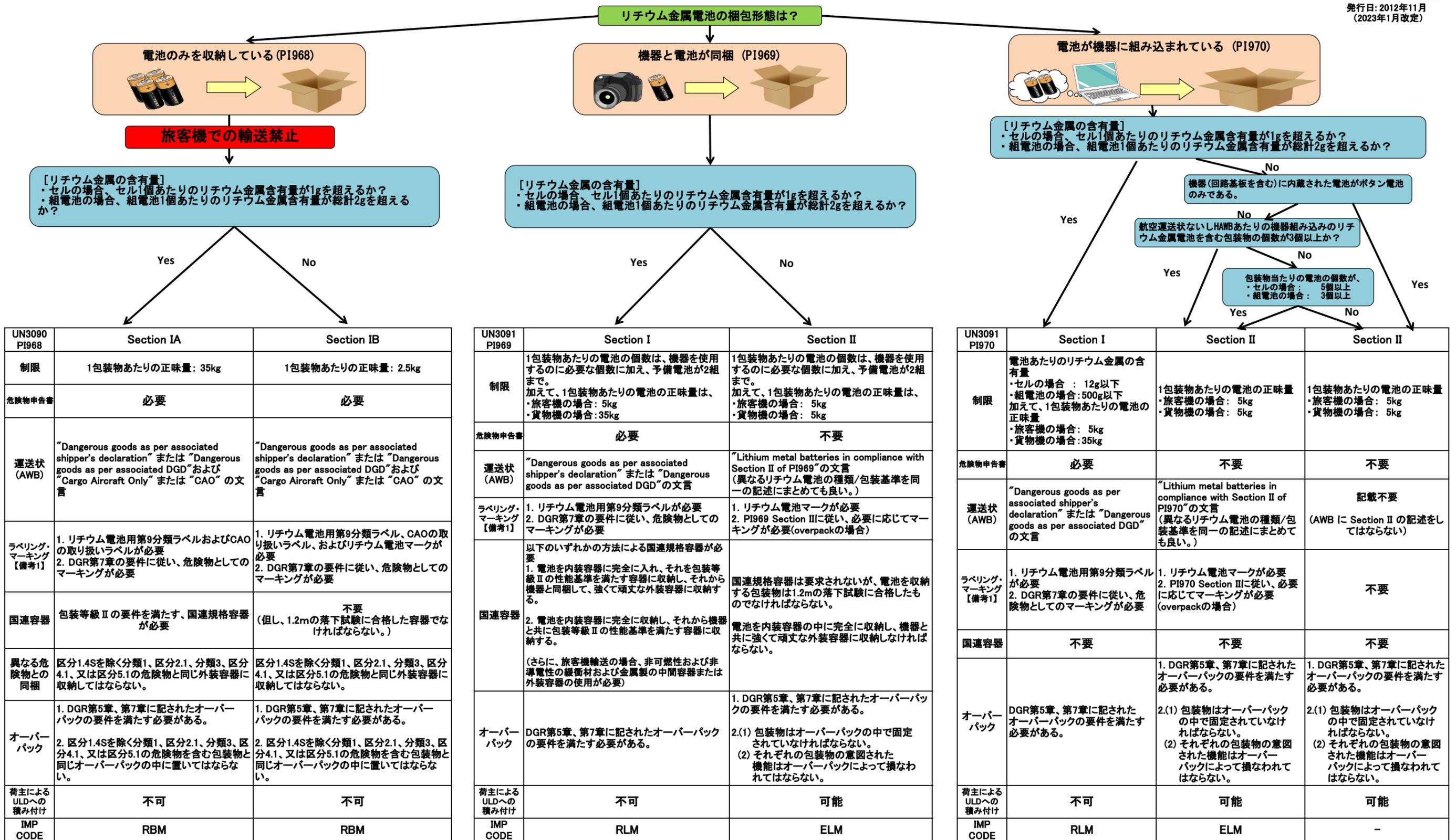
以

以上



【備考1】携帯用充電器(Powerbank、モバイルバッテリー)やSmart Luggage(リチウム電池を内蔵・装着した手荷物)については、電池単体としての性質を強く持つことから包装基準965が適用される。

【備考2】リチウム電池用第9分類ラベル、CAOラベル、リチウム電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。
【備考3】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。但し、機器(回路基板を含む)に組み込まれたボタン電池は対象外とする。



【備考1】リチウム電池用第9分類ラベル、CAOラベル、リチウム電池マークを2面にまたがって貼付してはならない。

【備考2】リチウム電池の製造業者とそれに続く配送業者は、2003年7月1日以降に製造されたリチウム電池について、試験方法及び判定基準の国連マニュアルのパートIII、サブセクション38.3、段落38.3.5に定められた試験の要点を参照出来るようにしなければならない。但し、機器(回路基板を含む)に組み込まれたボタン電池は対象外とする。